

## 平成29年度 定期監査結果報告

### 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 平成29年度における春日那珂川水道企業団の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び業務の運営について（全課、共通の事項と各課個別の事項に対して実施した。）
- 3 監査の期間 実施日は次のとおりである。

| 対象課   | 監査実施日       |
|-------|-------------|
| 総務課   | 平成29年 8月28日 |
| 浄水課   | 平成29年 9月28日 |
| 施設課   | 平成29年10月27日 |
| 料金課   | 平成29年11月29日 |
| 水源対策課 | 平成29年12月21日 |
| 全課    | 平成30年 1月23日 |
| 全課    | 平成30年 2月26日 |

- 4 監査の方法 事前に水道業務の概要及び予算執行状況等関係資料の提出を求め、書類、帳簿の照合確認並びに関係職員の説明を聴取し、その内容が関係法令、条例及び規則等に準拠し適正に処理され、また、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿ってなされているか否かに重点をおいて実施した。

### 第2 監査の結果

前年度の監査結果における指導事項については、どのように措置、改善されているかの確認を行った。その結果、改善措置は取られていたが、一部継続中のものについては、今後も引き続き検討し、結果報告を求めることとした。

今年度の定期監査においては、恒久水源確保に関するものや本来の業務に対するものとして、指摘事項2項目、指導事項4項目及び意見は13件である。

1) 平成28年度の措置状況について

| 対象課   | 指摘事項 |             | 指導事項 |             | 意見  | 合計  |
|-------|------|-------------|------|-------------|-----|-----|
|       |      | うち措置<br>済事項 |      | うち措置<br>済事項 |     |     |
| 総務課   | 0件   | (0件)        | 1件   | (1件)        | 3件  | 4件  |
| 浄水課   | 0件   | (0件)        | 0件   | (0件)        | 4件  | 4件  |
| 施設課   | 0件   | (0件)        | 0件   | (0件)        | 4件  | 4件  |
| 料金課   | 0件   | (0件)        | 0件   | (0件)        | 4件  | 4件  |
| 水源対策課 | 0件   | (0件)        | 0件   | (0件)        | 3件  | 3件  |
| 計     | 0件   | (0件)        | 1件   | (1件)        | 18件 | 19件 |

2) 監査結果に係る指摘事項等の取扱いについて

|      |   |
|------|---|
| 指摘事項 | 適正を欠く事項で改善する必要があると認められるもの。指摘を受けたものについては、3か月以内に改善策を検討し、改善結果を報告すること。  |
| 指導事項 | 事務処理上改善する必要があると認められるもの。指導を受けたものについては、速やかに改善策を検討し、次年度内に、改善結果を報告すること。 |
| 意見   | 特に意見をする必要があると認められるもの。   |

1 監査の着眼点

監査の着眼点は、「平成29年度定期監査実施計画」及び「平成29年度各課の重点課題」で別に定めているが、今回特に重視した点は次のとおりである。

〈各課共通事項〉

- (1) 水源問題の解決に向けた各課の取り組み状況について
- (2) 危機管理に関する各課の取り組み状況について

〈各課個別事項〉

【総務課】

- (1) 福利厚生（メンタルサポート体制）について

- (2)財務管理（将来的な財政の見通し）について
- (3)財産管理（資産の有効利用による収入の確保）について
- (4)顧客満足（ホームページのPR活動）について

#### 【浄水課】

- (1)水質管理について
- (2)薬品等の管理について
- (3)技術の継承について
- (4)東隈浄水場施設改良事業の進捗状況について

#### 【施設課】

- (1)施設整備について
- (2)鉛給水管の解消について
- (3)技術の継承について
- (4)給水装置工事設計施工基準について

#### 【料金課】

- (1)顧客満足について
- (2)メーターの管理について
- (3)債権管理について
- (4)水道料金について

#### 【水源対策課】

- (1)水源開発（恒久水源の確保の進捗状況）について
- (2)五ヶ山ダム建設事業の進捗状況について
- (3)水道事業認可申請について

2 指導及び所見については、以下のとおりである。

| 対象化   | 指摘事項      |             | 指導事項 |             | 意見  | 合計  |
|-------|-----------|-------------|------|-------------|-----|-----|
|       |           | うち措置<br>済事項 |      | うち措置<br>済事項 |     |     |
| 総務課   | 2件        | (0件)        | 2件   | (0件)        | 1件  | 5件  |
| 浄水課   | 1件        | (0件)        | 0件   | (0件)        | 4件  | 5件  |
| 施設課   | 1件        | (0件)        | 0件   | (0件)        | 4件  | 5件  |
| 料金課   | 2件        | (0件)        | 1件   | (0件)        | 3件  | 6件  |
| 水源対策課 | 1件        | (0件)        | 1件   | (0件)        | 1件  | 3件  |
| 計     | 2項目<br>7件 | (0件)        | 4件   | (0件)        | 13件 | 24件 |

【指摘事項 2項目 対象課述べ件数 7件】

| 指 摘 事 項  | 対象課        |
|--|------------|
| 増収策、経費削減策は、管理職主導のもと、スピード感を持って、今年度末を目途に職員一丸となって取り組まれない。 | 総務課<br>料金課 |
| 危機管理基準は、現状に合わせた見直しを図る必要があることから今年度中に検討会議において取りまとめられたい。  | 全 課        |

【指導事項 4項目 対象課述べ件数 4件】

| 指 導 事 項   | 対象課   |
|---|-------|
| 当企業団が将来にわたり水道事業を継続していくためには、財政収支計画の確定が欠かせないので、一日も早い恒久水源の確保に努められたい。                 | 総務課   |
| 増収策及び経費削減策は、一定の成果が出た時点で、ホームページ等に掲載して情報を発信されたい。                                    |       |
| 民法改正により短期消滅時効が改正され、不納欠損処分後の債権管理を見直す必要が生じている。債権管理条例の制定等、債権放棄に関する調査、情報収集を引き続き図られたい。 | 料金課   |
| 恒久水源の確保は、残された時間が少ないので、早急に追加策を取りまとめ、当初計画5策と並行して実行に移されたい。                           | 水源対策課 |

【意見 13項目 対象課述べ件数13件】

| 意見  | 対象課 |
|---|-----|
| 職員のメンタル的サポートは、定期的に面談等を実施し、アフターフォローに努められたい。                          | 総務課 |
| 今後も安心、安全な水を安定して供給できるよう当該年度に行った水質検査結果と評価は、次年度の水質検査計画に反映されたい。         | 浄水課 |
| 薬品等の中には直接手で触れると人体に影響を及ぼすものもあるので、今後も細心の注意を払って「取扱手順書」に従い管理されたい。       |     |
| 経験の積み重ねにより習得した技術を継承するのは、一筋縄ではいかないと考えるが、今後も創意工夫して技術の継承に取り組まれたい。      |     |
| 東隈浄水場施設改良事業は、工事完了まで残りわずかであるが、最後まで事故がないように最善の注意を払って工事を進められたい。        |     |
| 管路の整備は、経年劣化による漏水発生の多い路線等の検証を行い、より安全性の高い管路の構築を進められたい。                | 施設課 |
| 個別の鉛給水管布設状況の周知は、昨年厚生労働省立入検査でも指摘されているので、使用実態調査結果を整理し、1日も早い周知に努められたい。 |     |
| 防災訓練の際に実施している管路の応急復旧作業の実体験等の技術の継承は、今後も全課の職員を対象に継続して進められたい。          |     |
| 水道法の一部改正に伴う給水装置工事設計施工基準の見直しは今後の国や近隣事業者の動向を逐次把握しながら、適宜、見直しを図られたい。    |     |
| 給水サービスにおける顧客満足度は、過剰サービスとならないようにその内容を十分精査し、導入の有無を判断されたい。             | 料金課 |
| 正確な水道料金の計算を行うためにも検定満期メーターの取替及び在庫管理は、細心の注意を払われたい。                    |     |

|  |       |
|--|-------|
| <p>水道料金収入は、水道事業の根幹を成すものであることから、今後の財政収支計画を策定するうえで、給水人口や一人当たりの使用量等を十分に分析・検討して算出されたい。</p> |       |
| <p>今後は、恒久水源の確保に伴う水道事業変更認可申請業務が毎年、必要となるので、厚生労働省及び関係機関との協議を密にされ、遅滞なく進められたい。</p>          | 水源対策課 |